

# 介護ウェーブ 2020 推進ニュース

## ★ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」等に対する要請提出!!（別添①）

6月1日、厚労省からコロナ禍による介護事業所の減分補填策として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」が発出されました。しかし、利用者の同意を前提に新たな利用料負担が発生する問題等がふくまれていることから現場で疑問や戸惑いの声が出されています。全日本民医連として6月24日、厚労省に要請書を提出しました。

### <要請事項>

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う介護事業所の減収分に対し、過去の給付実績にもとづき、公費による補填を行うこと。そのために必要な財政措置を早急に講じること
- ② 当面の措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の運用に際し、通所系サービスにおける上位区分の基本サービス費（もしくは延長加算）の算定、短期入所サービスにおける緊急時受入加算の算定による介護報酬の積み増し部分について、利用料負担、区分支給限度額の対象から外すこと

この問題は、6月16日の参院厚労委員会で日本共産党・倉林明子参議院議員が取り上げました。加藤厚労大臣とのやりとりは以下の通りです（「速記録」より）。

倉林「事業所にとっては報酬が上がるが、利用者にとっては同じサービスで利用料が上がる。利用限度まで使用している場合、上限を超え自己負担が発生する恐れがある。介護事業所の減収の原因はコロナであり利用者に責任はない。国が直接財政処置すべきことではないか」

加藤「感染症対策は利用者の安全、健康を守ることにつながり、利用者に恩恵があるため通常の介護報酬と同様に利用者の自己負担をお願いした」。

質疑後、倉林議員は、第2次補正予算の予備費の活用も含めてコロナ禍による事業所の減収分の補充は国が責任を持って行うよう改めて強く求めました。

## ★ 各地の取り組み

### ○ 千葉

千葉民医連では「福祉介護部ニュース No.21」で厚労省「6・1」通知の問題点として、① 感染拡大防止策での費用を利用者負担に転嫁すべきでない、② 新型コロナウイルス感染症拡大防止を頑張っているのは、通所系と短期入所系だけではない、③ マスクや消毒液など衛生材料や対策に係る費用は自治体として提供や助成をすべきである、④ コロナ禍での損失補充は国が行うべきであるの4点を指摘し

ました。合わせて利用者・家族・福祉介護事業所、それぞれの立場から声を上げていくため実態調査と  
ひとことカードに取り組んでいます。

## ○ 福岡

福岡民医連の健和会では6月18日に「6.1通知」に対して抗議声明を発表しCovid-19による、介護事業  
所等の損失は国の責任で財政支を行うことと不当な利用者負担の撤回を求めました。

### ◆ お知らせ ◆

① 2021年度介護報酬改定に向けて今月から介護給付費分科会が再開されており、会議の様子がYouTube  
で配信されています。全国どこでも傍聴することが可能です。審議内容をチェックしましょう。

※本日（6月25日）15：00～18：00より、第178回介護給付費分科会が開催されます。

第178回 介護給付費分科会資料 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12045.html))

② 全日本民医連ではCovid-19による介護事業の影響調査を行っております。コロナ対応等でお忙しい  
ところ恐縮ですが、未提出の法人がありましたら明日（6月26日）までにご提出、ご協力をお願い  
いたします。

**お問い合わせ先 介護ウェア推進本部**

**TEL:03-5842-6451**

**E-mail:[min-kaigo@min-iren.gr.jp](mailto:min-kaigo@min-iren.gr.jp)**

**全日本民医連事務局:高梨/山川**